

第4編 原子力災害編



第1章 総則

第1節 本編の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市に寄港する米原子力艦による原子力災害（以下「原子力艦の原子力災害」という。）に関し、事前、応急及び復旧のための諸施策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での施策を除く。）を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、市の防災体制の確立を図り、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

出典：原子力規制委員会 原子力災害対策指針

原子力艦の原子力防災に関する市の業務内容は、以下のとおりとする。

- 1 災害情報の収集・連絡体制の整備
- 2 活動体制の整備
- 3 安定ヨウ素剤の確保等
- 4 救急・救助体制の整備
- 5 情報伝達体制の整備
- 6 防災訓練の実施
- 7 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- 8 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
- 9 国・県及び関係機関との連絡調整
- 10 災害状況の把握及び伝達
- 11 自衛隊の派遣要請（県への要求）
- 12 他の地方公共団体等への応援要請
- 13 住民の退避、避難のための指示等
- 14 飲料水、飲食物の摂取制限
- 15 汚染農水産物等の出荷制限等
- 16 災害復旧
- 17 各種制限措置の解除
- 18 風評被害の軽減
- 19 相談窓口の設置
- 20 防護資機材の整備
- 21 広報活動
- 22 その他災害対策に必要な措置

第4節 県及び防災関係機関の業務内容

原子力艦の原子力防災に関し、県及び防災関係機関の業務内容は、以下のとおりとする。

1 指定地方行政機関の役割

(1) 沖縄防衛局の役割

- ① 災害情報の伝達
- ② 日米地位協定等に基づく損害賠償
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- ④ 地方公共団体等への連絡調整支援等

(2) 九州管区警察局の役割

- ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整
- ② 災害に関する情報収集及び連絡調整

(3) 沖縄総合事務局の役割

- ① 財務部
 - 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
- ② 農林水産部
 - 汚染農水産物等の出荷制限等についての指導
- ③ 経済産業部
 - 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- ④ 運輸部
 - ㊦ 陸上及び海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
 - ㊧ 陸上における緊急輸送用車両及び海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

(4) 九州厚生局の役割

- ① 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- ② 関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 沖縄森林管理署の役割

林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導

(6) 那覇空港事務所の役割

航空機による輸送の安全確保に必要な措置

(7) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の役割

- ① 巡視船艇、航空機等による情報伝達
- ② 避難に関する情報の伝達、避難誘導
- ③ 自治体からの要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援
- ④ 原子力規制委員会が行う原子力艦の寄港に伴う放射能調査への協力

第1章 総則

- ⑤ 巡視船艇、航空機等による海上における救助・救急活動
- ⑥ 船舶航行制限及び航泊禁止等の措置
- ⑦ 海上における治安の維持活動
- ⑧ その他要請に基づく地方公共団体等への支援

(8) 沖縄気象台の役割

災害時における気象情報の発表及び伝達

2 自衛隊の役割

- (1) 国（原子力規制委員会）が実施する緊急時モニタリングの支援
- (2) 避難の援助
- (3) 応急医療・救護
- (4) 人員及び物資の緊急輸送
- (5) その他災害対策に必要な処置で対処可能な処置

3 県の役割

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 医療体制の整備
- (4) 緊急被ばく医療の実施
- (5) 安定ヨウ素剤の確保等
- (6) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (7) 教育及び訓練の実施
- (8) 国への専門家の派遣要請
- (9) 災害発生時における国、市等との連絡調整
- (10) 災害状況の把握及び伝達
- (11) 自衛隊への災害派遣要請
- (12) 国（原子力規制委員会）が実施する放射能水準調査・放射線モニタリング及び緊急時モニタリングへの協力及びモニタリングの実施
- (13) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (14) 防護資機材の整備
- (15) 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限に係る指示及び協力
- (16) 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限に係る指示及び協力
- (17) 災害復旧
- (18) 市長が行う各種制限措置の解除への助言、風評被害等の影響の軽減
- (19) 相談窓口の設置
- (20) その他災害対策に必要な措置

4 県警察の役割

- (1) 住民等の屋内退避、避難誘導
- (2) 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) その他災害警備に必要な措置

5 指定公共機関の役割

(1) NTT西日本沖縄支店の役割

災害時における通信の確保

(2) 日本銀行那覇支店の役割

銀行券の発行ならびに通貨・金融の調整を行うとともに資金決済の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する。

(3) 日本赤十字社沖縄県支部の役割

災害時における医療救護等の実施

(4) 日本放送協会沖縄放送局の役割

災害状況及び災害対策に関する放送

6 指定地方公共機関の役割

(1) 沖縄県医師会の役割

災害時における医療救護等の実施

(2) 沖縄県バス協会の役割

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

(3) 琉球海運（株）の役割

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

第2章 予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 防災関係機関相互の連絡体制

市は、国・県及びその他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、災害発生に備え、通信設備等の充実にも努めるものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県をはじめ防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両、移動無線局など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国・県からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう緊急時通信連絡網の構築に努めるものとする。

4 放射能影響の早期把握のための活動

県及び中城海上保安部が、国（原子力規制委員会）と協力して実施する原子力艦寄港地周辺環境の放射能調査（環境放射線モニタリング）の結果について、市に迅速に情報が提供される体制の整備に努めるものとする。

第2節 災害応急体制の整備

市をはじめ県及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下の掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制等の整備に努めるものとする。

1 警戒体制を取るために必要な体制等の整備

市は、関係機関から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合やモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 応急対策活動に必要な資機材の整備等

現場で活動する市の対策要員（消防含む）が被災しないよう、電離箱式サーベイメータやポケット線量計、防護服、防護マスク及び安定ヨウ素剤等の整備に努めるものとする。

3 災害対策本部体制等の整備

市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は市長若しくは知事が必要と認めた場合、市災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織、掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

第3節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、必要に応じ国、県、専門家、その他防災関係機関等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の指定

市は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」で指定する避難場所のなかから、原子力艦が寄港するホワイトビーチとの距離や風向きを考慮した避難所を複数選定しておくものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県と連携し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備を行う。

第2章 予防計画

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児等について十分配慮する。

4 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、県と連携し、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

5 避難所・避難方法等の周知

市は、県と連携し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

第4節 緊急輸送活動体制等の整備

市及び県の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、相互に協力するとともに国とも連携して道路管理の充実を図る。

第5節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

市、県、市消防、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材等の整備

市及び県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市及び県は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。また、市民等に的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、県は必要に応じ市に助言する。

第7節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市及び県は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう、以下に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (4) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (6) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第8節 災害復旧の備え

市及び県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第9節 防災業務関係者に対する研修

市、県、県警察及び市消防は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (4) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (5) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (9) その他緊急時対応に関すること。

第10節 防災訓練等の実施

市、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は協力し、次の訓練項目を組み合わせた訓練の実施に努め、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

第3章 応急対策計画

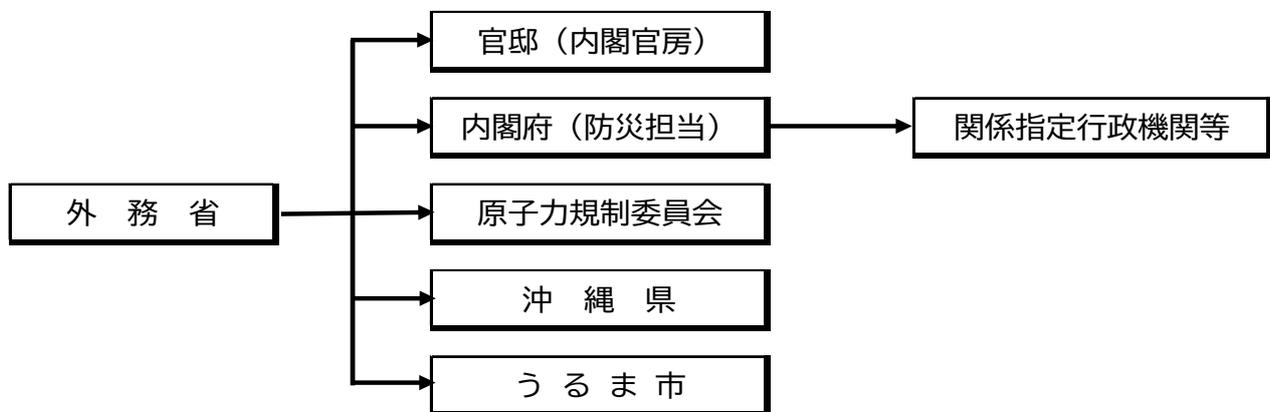
本章は、原子力という特殊性から画面上特化させ、ホワイトビーチに寄港する原子力艦に起因する事故等が発生した場合の市の組織体制及び応急措置等について「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申し合せ）の趣旨に沿って定めるものとする。

また、本計画以外の事項については、「第2編 第1章 災害応急対策計画」によるものとする。

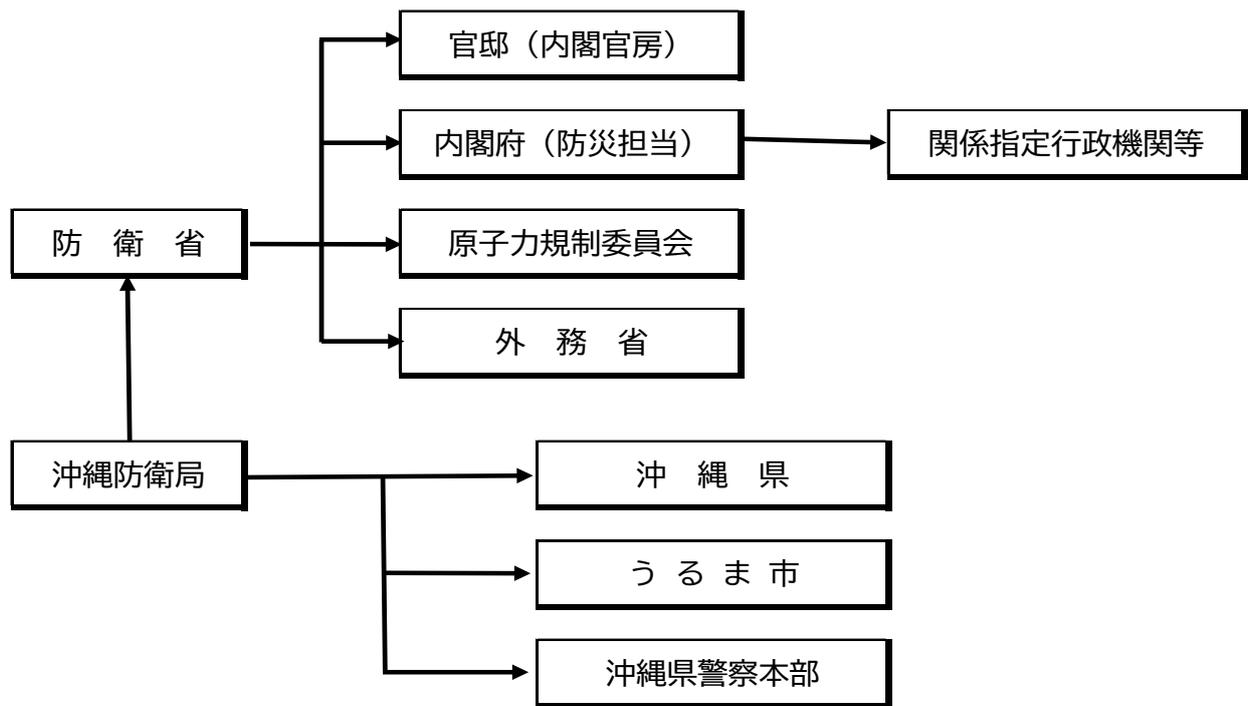
第1節 原子力艦の災害情報の収集・連絡

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力災害が発生した場合における通報及び連絡は以下のとおりとする。

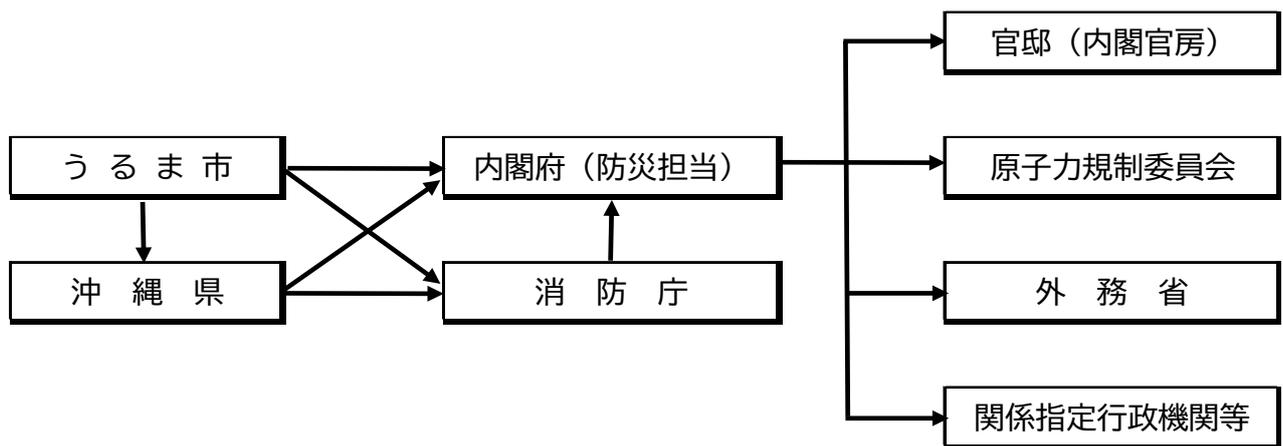
1 外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合



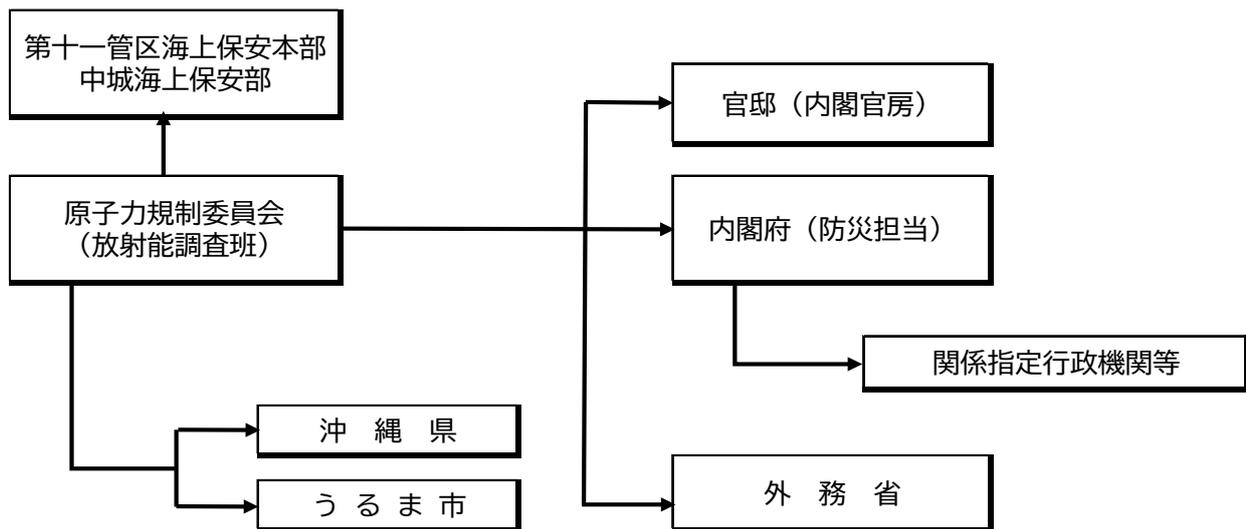
2 沖縄防衛局が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合



3 うるま市が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合



4 モニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準に達した場合



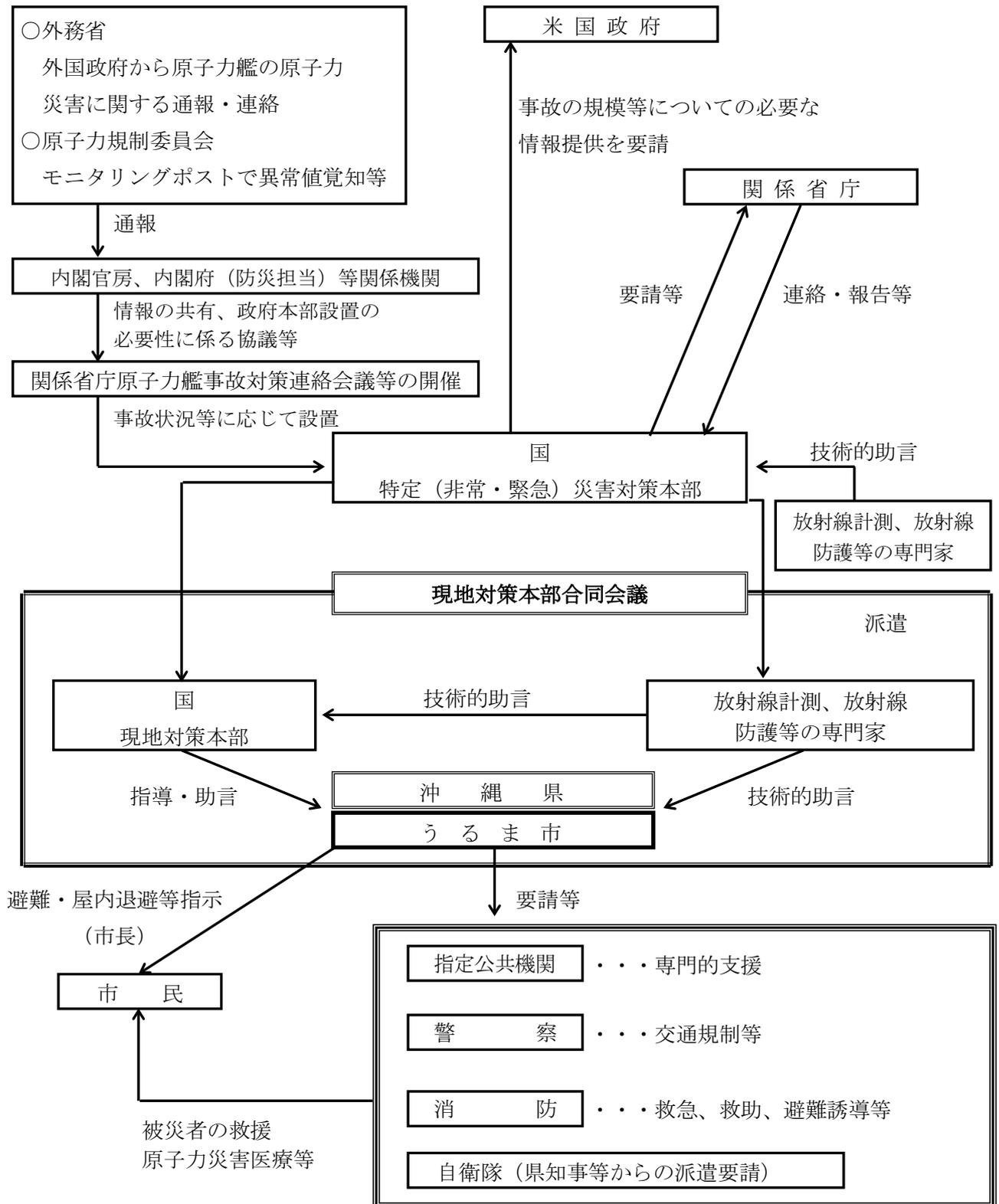
通報基準

我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして関係機関に通報するための基準。

敷地境界付近の放射線量率として1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出した場合。
(ただし、落雷等による検出は除く)

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

第2節 原子力艦の原子力災害発生時における対応体制の概要



第3節 災害警戒本部の設置

市域において、原子力艦による災害発生のおそれがあり、応急対策が必要と認める場合は、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、必要に応じて警戒体制をとるものとする。

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 市域及びその周辺地域において、特定事象の発生には至らないが、原子力艦に起因した災害が発生した旨の通報、連絡を受け、市域に被害が及ぶと予想される場合
- (2) 国、県のモニタリングポストにおいて、毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合 {ただし、落雷等による検出は除く (落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象)} (「通報基準に達した場合」)
- (3) その他副市長が必要と認める場合

2 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

なお、副市長が不在又は連絡不能な場合は、総務部長が指揮を執るものとする。

3 配備人員及び事務分掌

災害警戒本部設置時における各部の配備人員は、次のとおりとする。

ただし、災害の状況に応じて各部局長等は増減を行うものとする。その際、各部長は、配備要員名簿を作成し、企画部参事へ報告するものとする。

部	班名	配備人員	主な事務分掌
統括情報部	全体統括班	全員	<ul style="list-style-type: none"> ・各部との連絡調整 ・情報の収集 (総括) ・関係機関との連絡調整 ・災害情報の広報等 (避難情報等を含む) ・災害警戒本部会議の運営 ・基地関係機関との連絡調整及び情報の収集
	広報班	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、副市長への連絡調整、報道機関への対応
避難支援部	避難所班	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営の準備に関すること
物資支援部	輸送班	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・人員輸送・物資輸送車両の確保に関すること ・避難者等の輸送の準備に関すること
施設管理部	道路対策班	6名	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の交通規制 (県警と連携) の準備に関すること ・避難誘導 (消防、県警と連携) の準備に関すること ・避難者等の輸送の準備に関すること
	水道対策班	7名	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の原子力災害対策に関すること

第3章 応急対策計画

部 班 名		配備人員	主 な 事 務 分 掌
市民支援部	要支援者支援班	17名	・避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援等に関すること
	外国人支援班	1名	・関係自治会への連絡
	教育支援班	9名	・児童生徒の避難誘導の準備及び健康被害の把握に関すること ・避難所の開設、運営への協力に関すること
保健衛生部	救護班	10名	・国からの医療派遣チームや被ばく者等を収容する医療機関との連絡調整に関すること ・安定ヨウ素剤の調達、配布、服用に関すること ・健康に関するカウンセラーの配置に関すること ・市民の原子力災害による健康に関する相談窓口に関すること ・避難所における避難住民の救護に関すること ・患者数、医療情報等の集約
	環境保全班	2名	・モニタリング結果等の情報収集 ・国、県が行う緊急時モニタリングの連絡調整に関すること
救命救助部	消防総務班 警防班 予防班 消防班	状況に応じて配備	・災害情報等の緊急広報に関すること ・避難誘導の準備に関すること ・被害状況、応急活動状況の把握に関すること ・救急等活動に関すること ・国・県が行う緊急時モニタリングへの協力に関すること
産業復興部	農水産業復興班	4名	・農作物関係の原子力災害対策に関すること ・水産物関係の原子力災害対策に関すること

4 災害警戒本部での協議事項

災害警戒本部長（副市長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて災害警戒本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	① 各部の配備体制に関すること ② 災害及び被害状況に関すること
協議事項	① 応急対策に関すること ② 避難指示、警戒区域の指定に関すること ③ 避難場所の選定に関すること ④ 災害対策本部の設置に関すること ⑤ 災害警戒本部の廃止に関すること ⑥ その他本部長が必要と認めるもの

5 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下のいずれかの基準による。

- ・ 災害警戒本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めるとき。
- ・ 災害対策本部が設置されたとき。

第4節 災害対策本部の設置

市において原子力艦による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部員会議を開催するものとする。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 特定事象発生連絡・通報を受けた場合
- (2) 県のモニタリングポストにおいて、1地点で10分以上1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合〔ただし、落雷等による検出は除く（落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象）〕（「原子力艦による原子力災害に係る緊急事態発生の判断基準に達した場合」）
- (3) 原子力艦の事故による災害発生情報を覚知したとき
- (4) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (5) その他市長が必要と認める場合

2 災害対策本部員

災害対策本部員は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

なお、市長が出張、休暇等で不在、又は連絡不能な場合は、副市長が指揮をとるものとする。

3 配備要員及び事務分掌

災害対策本部の組織体制は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」に準じた体制をとるものとする。

その際、原子力災害特有の状況に対応するため、災害警戒本部配備体制時の主な業務に定める応急対策も併せて実施するものとする。

また、各部長は配備要員名簿を作成し、企画部参事へ報告するものとする。

第3章 応急対策計画

4 災害対策本部での協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	(1) 各部の配備体制に関すること (2) 緊急措置事項 (3) 災害及び被害状況に関すること
主な協議事項	(1) 応急対策に関すること (2) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること (3) 自衛隊、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること (4) 避難の指示、警戒区域の指定に関すること (5) 広域避難の調整に関すること（市外への避難等） (6) 市民向緊急声明の発表に関すること (7) 市民及び災害対応従事者（市職員等）の被ばく管理等に関すること (8) 応急対策に要する予算及び資金に関すること (9) 国、県等への要望及び陳情に関すること (10) その他災害対策の重要事項に関すること

5 災害対策本部の廃止

原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき、又は事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認める場合には災害対策本部を廃止するものとする。

- ・原子力艦の原子力事故において、国の非常災害対策本部等が廃止されたとき、又は市長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要性がなくなると認める場合には災害対策本部を廃止する。
- ・市長は災害対策本部を廃止した場合は、直ちに県知事及び関係機関に連絡するとともに、災害対策本部の廃止を市民に周知するため、報道機関等を通じて発表する。
- ・災害対策本部の廃止後、引き続き災害対策の実施が必要な場合、災害対策本部に準じてその対策を実施するものとする。

第5節 防災業務関係者の安全確保

1 実施担当

活動区分	担当	連携協力機関
・防災業務関係者の安全確保	統括情報部全体統括班	国、県
・防護資機材の調達	統括情報部全体統括班 救命救助部警防班	国、県

2 防災業務関係者の安全確保

緊急時モニタリング、避難誘導、救出・救護、立入制限、医療救護活動等各種災害応急対策に従事するものが被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うものとする。

3 防護対策

市は、国や県、その他関係機関に対して、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

4 防災業務関係者の被ばく管理

防災業務関係者の被ばく管理は、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改訂、以下「防災指針」という。）による放射線防護に係る指標値を上限として適切に行なう。なお、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦について適切に配慮する。

防災業務関係者の放射線防護に係る指標

- (1) 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。
- (2) 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、原子力施設の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助活動等、緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。
また、作業内容に応じて必要であれば、目の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトを併せて上限として用いる。

※ これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から適切な配慮が必要である。

第6節 屋内退避及び避難等の防護活動

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・市民等への周知	統括情報部全体統括班	報道機関、自治会等
・警戒区域の設定	統括情報部全体統括班	国、県、県警察、中城海上保安部
・避難所の開設、運営	避難支援部避難所班	自治会、 自主防災組織、 うるま地区赤十字奉仕団等
・避難行動要支援者の避難支援 ・福祉避難所の開設	市民支援部要支援者支援班	福祉施設等の関係機関・団体
・避難誘導	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班	市消防団、県警察、自治会や自主 防災組織等
・避難輸送	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班	国、県、自衛隊等
・災害地域住民等の記録	統括情報部全体統括班 避難所を開設運営等する班	自治会等

2 避難指示

本部長は、内閣総理大臣の指示、又はモニタリングの結果や専門官の助言・指示等に基づき、市民に対して屋内退避又は避難指示等を行うものとする。

判断基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難を実施するための判断基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

〈「判断基準」に達した場合の「応急対応範囲」〉

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
コンクリート屋内退避 又は避難を実施する範囲	半径 1 km以内	半径 0.5 km以内
屋内退避を実施する範囲	半径 1 kmと 3 kmで 囲まれる範囲	半径 0.5 kmと 1.2 kmで 囲まれる範囲

第3章 応急対策計画

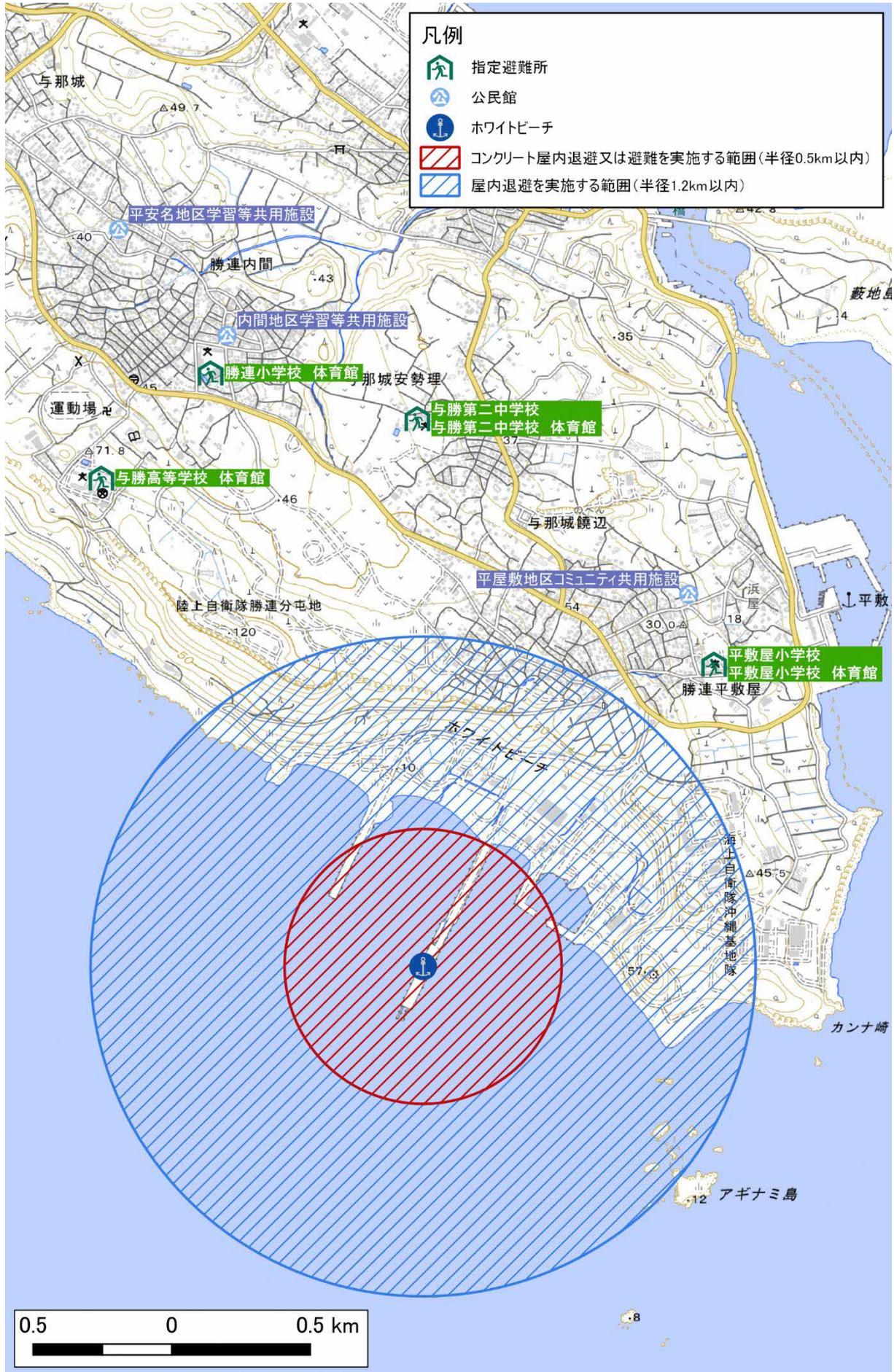


図 ホワイトビーチでの応急対応範囲

3 避難指示等の内容

屋内退避及び避難指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行うものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 避難等を要する理由(2) 屋内退避又は避難指示の対象地域(3) 避難先とその場所(4) 避難経路(5) その他対策本部長が必要と認めるもの |
|---|

4 市民等への周知

屋内退避及び避難指示を行った場合は、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メール、広報車及びテレビ・ラジオ、ホームページ、SNS 等により市民への周知を実施する。

また、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への情報の伝達については、自治会など地域と連携して実施するものとする。

付近を航行する船舶については、中城海上保安部から航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。

5 警戒区域の設定

市長は、避難指示をした区域について、必要に応じて警戒区域を設定するなど、指示の実行をあげるために県警察など関係機関と連携し、必要な措置を行う。

6 避難所の開設

避難指示等を発出する場合、本部長は「第2編 第1章 第8節 避難計画」で指定している避難場所のなかから安全を確認した上で、施設管理者と協議を行い開設することとする。

避難所の運営については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

7 避難誘導

(1) 避難誘導は、市、市消防、消防団、警察等が連携し、実施するものとする。また、警戒区域の設定や避難指示等を行った地域では、戸別訪問を実施し、残留者の確認に努めるものとする。

(2) 学校及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が避難誘導を行う。

(3) 避難誘導を行う際には、避難経路等の安全に留意する。

(4) 避難に当たっては、避難地での混乱及び危険を避けるために携行品は貴重品や常時服用している薬、衣服等とし、必要最小限とするよう指導する。

第3章 応急対策計画

8 避難輸送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難地へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両などにより輸送する。

車両の確保については、市が所有する車両に加え、国や県、自衛隊等の関係機関に要請し、確保するものとする。

また、避難輸送の順位については、妊婦や幼児、子ども、傷病者を最優先とし、次に高齢者や障がい者などの要配慮者、最後に一般及び災害対策に従事する者とする。

9 災害地域住民等の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等を記録するよう努めるものとする。

第7節 飲料水、飲食物等の摂取制限

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・飲料水、飲食物の摂取制限	統括情報部全体統括班 施設管理部水道対策班	国、県
・農畜水産物の摂取及び出荷制限	産業復興部農水産業復興班	国、県、農業協同組合、漁業協同組合等
・飲料水、飲食物等の供給	施設管理部水道対策班	国、県、協定締結企業・事業所
・生活必需品等の供給	物資支援部輸送班	国、県

2 飲料水、飲食物の摂取制限

国や県等が実施するモニタリングの結果、飲料水や飲食物などの汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市は、国の指導・助言又は指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の飲料禁止又は摂取制限等、必要な措置を講ずるものとする。

3 農畜水産物の採取及び出荷制限

国や県等が実施するモニタリングの結果、農畜水産物の汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市は、国の指導・助言又は指示に基づき、農畜水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講ずるものとする。

4 飲食物等の供給

市は、屋内退避及び避難のための立ち退きの指示を行った場合、若しくは飲食物等の摂取制限などを行った場合は、必要に応じ、関係機関と協力して飲食物等の供給を行うものとする。

5 生活必需品等の供給

市は、避難のための立ち退きの指示を行ったとき、その期間が長引くことが予想される場合において、必要に応じ、関係機関と協力して生活必需品等の供給を行うものとする。

第3章 応急対策計画

○飲食物摂取制限に関する指標

(出典：食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値（厚生労働省）)

対 象	放射性セシウム
飲料水	1 0 B q / k g
牛乳	5 0 B q / k g
一般食品	1 0 0 B q / k g
乳児用食品	5 0 B q / k g

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の許容値に関する指標

(出典：放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（農林水産省）)

対 象	放射性セシウム最大値
肥料・土壌改良資材・培土	4 0 0 B q / k g
飼料（牛・馬）	1 0 0 B q / k g
飼料（豚）	8 0 B q / k g
飼料（家きん）	1 6 0 B q / k g
飼料（養殖魚）	4 0 B q / k g

第8節 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

また、警戒区域の設定や避難の指示等を行った区域については、関係機関とともに、その実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

第9節 緊急輸送活動

市、県、県警察及び防災関係機関は、緊急輸送について必要があるときは、「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」に定める対策を原子力災害の特性を踏まえて実施するほか、緊急輸送のための交通確保については、以下のとおり実施する。

- (1) 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制等を行う。
- (2) 中城海上保安部は、緊急輸送が円滑に行われるよう、必要に応じて船舶の交通を規制し、又は禁止する。

第10節 救急・救助及び医療活動

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・初動活動等必要な措置	救命救助部消防班	県警察、第十一管区海上保安本部 (中城海上保安部)
・緊急消防援助隊及び自衛隊等への応援要請	統括情報部全体統括班 救命救助部警防班	国、県、県内消防本部
・資機材の調達	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班、警防班	国、県
・緊急被ばく医療活動の実施	救命救助部消防班	国(国立病院)、県(県立病院)、医療機関等
・安定ヨウ素剤の配布、服用	統括情報部全体統括班 保健衛生部救護班 避難所を開設運営する班	国、県

2 救急・救助活動

(1) 救急・救助活動

① 初動活動等必要な措置

市消防、県警察及び第十一管区海上保安本部(中城海上保安部)は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

また、市消防は、傷病者が発生した場合は、二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送する。

② 総務省消防庁、自衛隊等への応援要請

市は、市消防力のみでは対処することが困難な場合は、県を通じて総務省消防庁、県内消防及び自衛隊に対し、応援を要請するものとする。

③ 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市及び県は、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救急・救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動等

(1) 緊急被ばく医療活動の実施

市は、住民が被ばく又は汚染のおそれがあるときには、国及び県と連携して、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

(2) 医療従事者の派遣要請

市及び県は、必要と認められる場合は、国立病院等及び県立病院をはじめ、地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師及び放射線技師等の人員の派遣（以下「医療班」という。）、薬剤及び医療機器等の提供を要請する。

(3) 汚染検査等の実施

医療班等は、必要に応じて量子科学技術研究開発機構、国立病院機構等を中心に各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

また、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

(4) 安定ヨウ素剤の服用指示

国や県から安定ヨウ素剤の服用の指導及び助言があった場合は、市は、住民の放射線防護のため関係機関と連携して安定ヨウ素剤の配布、服用を実施するものとする。

第11節 市民等への的確な情報伝達活動

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・市民等への情報伝達	統括情報部全体統括班 統括情報部広報班	国、県、報道機関等
・市民等からの問い合わせ対応	統括情報部全体統括班 ※状況に応じて特別に班を組織する	国、県

2 市民等への情報伝達活動

- (1) 市は、原子力災害の特殊性を勘案し、国、県及び関係機関と協力して、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農水産物等の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等市民等に役立つきめ細かな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 市は、情報伝達に当たっては、防災行政無線等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

3 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第4章 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態解除宣言が発出された後の復旧・復興対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、本計画に示した対策に準じて対応するものとする。

1 各種制限措置の解除

市は、国・県と連携を図り、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家の判断等を踏まえ、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農畜水産物の摂取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

2 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、市民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

(2) 影響調査の実施

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

市は、国及び県と協力し、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

3 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、必要に応じ原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 放射性物質に汚染された又は汚染された可能性のある農畜水産物及びその区域の土壌、水質等の汚染調査を行い、汚染が無いことが確認された場合は、一刻も早く安全宣言を行う。</p> <p>(2) 汚染調査の結果、汚染が認められない農畜水産物、食料品、工業製品、工芸品その他の物品等について、申請により安全証明書等を発行する。</p> <p>(3) 早期に風評対策窓口を設け、相談を受け速やかに風評被害の対策を行う。</p> |
|---|

4 市民等及び児童生徒等の心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場周辺地域の市民等及び児童生徒等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

5 損害賠償

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合、日米地位協定等に基づき、適切に処理を行う。